

# 給付対象と給付額について

学校管理下で起こった災害（負傷・疾病）において、

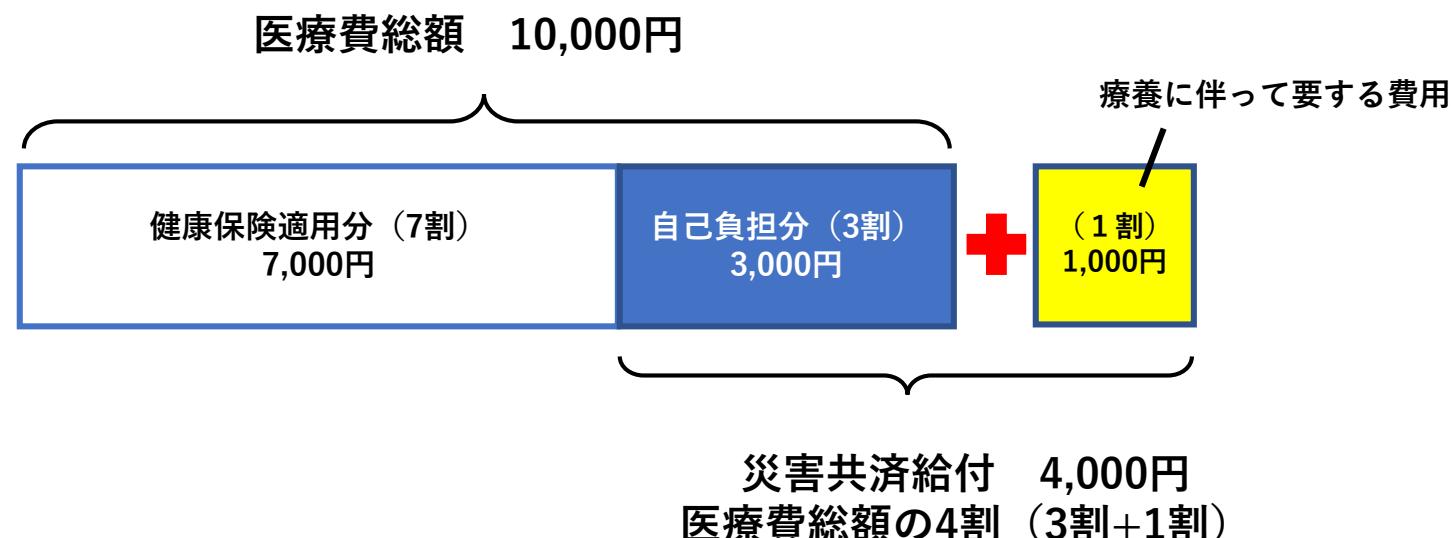
給付対象① 健康保険が適用される療養で、医療費総額が5,000円以上の場合  
(医療機関等の窓口で自己負担額が1,500円以上の場合)



医療費総額の4割が給付されます。

※自己負担額（医療費総額の3割）+療養に要する費用（医療費総額の1割）

【災害共済給付制度の給付イメージ】医療費総額10,000円の場合



# 給付対象と給付額について

給付対象② 後遺障害が残った場合

給付対象③ 死亡された場合



障害等級、死亡原因により規定された金額が給付されます。

※申請から実際に給付されるまでに、2カ月～数カ月を要します。

## ～給付対象外について～

○医療費総額500点（5,000円）未満は対象になりません。

○保険外診療分は対象なりません。

（例）選定療養費（紹介状のない大病院の初診時の自費分など、医療費とは別に病院が定める特別料金）、交通費、文書料等